

令和4年 第2回 相馬地方広域水道企業団議会定例会
(記者用資料)

令和4年8月22日午前10時開議

提出案件

議案第4号 令和4年度 相馬地方広域水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)
原案可決 (提案理由)

当初予算に変更が生じるため、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、提案するものであります。

税込みの水道事業費用を143,605千円増額し、補正後の収益的支出額を1,583,615千円とするものであります。

次に、税込みの資本的収入額については16,050千円増額し、補正後の資本的収入額を289,254千円とし、資本的支出額については26,933千円増額し、補正後の資本的支出額を1,375,715千円とするものであります。

なお、補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,086,461千円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補てんいたします。

議案第5号 令和3年度 相馬地方広域水道企業団水道事業未処分利益剰余金の処分及び
決算の認定について

原案可決
及び
認定 (提案理由)

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和3年度未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求め、同第30条第4項の規定に基づき、令和3年度決算について監査委員意見書を添えて議会の認定に付するものであります。

令和3年度未処分利益剰余金の処分については、当年度未処分利益剰余金が511,255,861円あり、そのうち、建設改良積立金で補てんしたことによって生じた362,000,000円を資本金へ組み入れし、残額の当年度純利益149,255,861円を、新たに建設改良積立金へ積み立てるものであります。

次に、令和3年度決算については、税抜き収益的収入額が1,443,241,131円、収益的支出額が1,293,985,270円となり、差し引きの当年度純利益は149,255,861円となりました。

また、税込みの資本的収入額については140,585,800円、資本的支出額は1,192,796,322円となり、差し引きの不足額は1,052,210,522円となりました。

なお、不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

報告案件

- 報告第 1 号** **令和 3 年度相馬地方広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について**
(提案理由)
令和 3 年度発注の水道管の橋梁添架工事 1 件、併せて橋梁添架負担金 1 件及び配水管布設替工事 1 件、合計 3 件 72,900 千円について他事業関連工事の工程との整合性を図るため工期を延長したもので、地方公営企業法第 26 条第 3 項に基づき、予算の繰越を報告するものであります。
- 報告第 2 号** **令和 3 年度相馬地方広域水道企業団水道事業会計継続費精算書の報告について**
(提案理由)
令和 3 年度において、2 ヶ年の継続工事で行った鹿島第二水源地更新工事、同更新工事施工監理業務委託、同建屋修繕工事が終了したので、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項の規定に基づき、継続費の精算を報告するものであります。
- 報告第 3 号** **令和 3 年度相馬地方広域水道企業団水道事業決算に係る資金不足比率の報告について**
(提案理由)
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、監査委員による決算審査の結果、令和 3 年度相馬地方広域水道企業団水道事業決算にかかる資金不足がない旨、報告するものであります。
- 監査報告** **定期監査及び例月出納検査の結果報告について**
地方自治法第 199 条第 9 項及び同第 235 条の 2 第 3 項に基づき、令和 4 年度定期監査及び令和 4 年 1 月から 6 月までの例月出納検査結果を報告するものであります。